

平成28年3月松伏町議会定例会提出議案概要

議案第1号

松伏町固定資産評価審査委員会委員の選任について

1 趣旨

松伏町固定資産評価審査委員会委員横川八代江氏の任期は、平成28年4月19日で満了となるが、再び横川八代江氏を同委員に選任することについて同意を求めるもの

2 任期

平成28年4月20日から平成31年4月19日まで

議案第2号

松伏町固定資産評価審査委員会委員の選任について

1 趣旨

松伏町固定資産評価審査委員会委員石川秀夫氏の任期は、平成28年5月31日で満了となるが、再び石川秀夫氏を同委員に選任することについて同意を求めるもの

2 任期

平成28年6月1日から平成31年5月31日まで

議案第3号

松伏町農業委員会委員の任命について

1 趣旨

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、松伏町農業委員会委員に三保田操夫氏を任命することについて同意を求めるもの

2 任期

平成28年4月7日から平成31年4月6日まで

議案第4号

松伏町農業委員会委員の任命について

1 趣旨

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、松伏町農業委員会委員に山崎久俊氏を任命することについて同意を求めるもの

2 任期

平成28年4月7日から平成31年4月6日まで

議案第5号

松伏町農業委員会委員の任命について

1 趣旨

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、松伏町農業委員会委員に山崎薫氏を任命することについて同意を求めるもの

2 任期

平成28年4月7日から平成31年4月6日まで

議案第 6 号

松伏町農業委員会委員の任命について

1 趣旨

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、松伏町農業委員会委員に岡田嘉男氏を任命することについて同意を求めるもの

2 任期

平成28年4月7日から平成31年4月6日まで

議案第 7 号

松伏町農業委員会委員の任命について

1 趣旨

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、松伏町農業委員会委員に藤江健広氏を任命することについて同意を求めるもの

2 任期

平成28年4月7日から平成31年4月6日まで

議案第 8 号

松伏町農業委員会委員の任命について

1 趣旨

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、松伏町農業委員会委員に星野守氏を任命することについて同意を求めるもの

2 任期

平成28年4月7日から平成31年4月6日まで

議案第 9 号

松伏町農業委員会委員の任命について

1 趣旨

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、松伏町農業委員会委員に今井一忠氏を任命することについて同意を求めるもの

2 任期

平成28年4月7日から平成31年4月6日まで

議案第 10号

松伏町農業委員会委員の任命について

1 趣旨

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、松伏町農業委員会委員に石川幸男氏を任命することについて同意を求めるもの

2 任期

平成28年4月7日から平成31年4月6日まで

議案第 1 1 号

松伏町農業委員会委員の任命について

1 趣旨

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、松伏町農業委員会委員に山崎隆彦氏を任命することについて同意を求めるもの

2 任期

平成 2 8 年 4 月 7 日から平成 3 1 年 4 月 6 日まで

議案第 1 2 号

松伏町農業委員会委員の任命について

1 趣旨

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、松伏町農業委員会委員に吉田吉造氏を任命することについて同意を求めるもの

2 任期

平成 2 8 年 4 月 7 日から平成 3 1 年 4 月 6 日まで

議案第 1 3 号

松伏町農業委員会委員の任命について

1 趣旨

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、松伏町農業委員会委員に柴田光善氏を任命することについて同意を求めるもの

2 任期

平成 2 8 年 4 月 7 日から平成 3 1 年 4 月 6 日まで

議案第 1 4 号

松伏町農業委員会委員の任命について

1 趣旨

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、松伏町農業委員会委員に森田晴男氏を任命することについて同意を求めるもの

2 任期

平成 2 8 年 4 月 7 日から平成 3 1 年 4 月 6 日まで

議案第 1 5 号

松伏町農業委員会委員の任命について

1 趣旨

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、松伏町農業委員会委員に横川政子氏を任命することについて同意を求めるもの

2 任期

平成 2 8 年 4 月 7 日から平成 3 1 年 4 月 6 日まで

議案第16号

松伏町農業委員会委員の任命について

1 趣旨

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、松伏町農業委員会委員に須賀喜佐子氏を任命することについて同意を求めるもの

2 任期

平成28年4月7日から平成31年4月6日まで

議案第17号

専決処分の承認を求めることについて

1 趣旨

平成28年度与党税制改正大綱において、一部の手続における個人番号の利用の取扱いを見直す方針が示されたことを踏まえ、緊急に松伏町税条例及び松伏町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を改正する必要があるが生じ、平成27年12月25日に松伏町税条例及び松伏町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの

2 内容

町民税及び特別土地保有税の減免の申請書に個人番号の記載を要しないこととする。

3 施行期日

公布の日

議案第18号

松伏町行政不服審査会条例

1 趣旨

行政不服審査法の全部改正に伴い、松伏町行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるための条例の制定

2 内容

(1) 組織（第2条）

委員の人数は3人とし、非常勤とする。

(2) 委員（第3条）

ア 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

イ 委員の任期は、2年とし、再任されることができる。

ウ 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。

(3) 会長（第4条）

審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

(4) 会議（第5条）

審査会の会議は、会長が招集し、2人以上の委員が出席しなければ、開くことができない。

(5) 庶務（第6条）

審査会の庶務は、総務課において処理する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(2) 経過措置

この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、2 (2) イに関わらず、平成29年5月31日までとする。

議案第19号

松伏町行政不服審査法関係手数料条例

1 趣旨

行政不服審査法の全部改正に伴い、松伏町行政不服審査会に提出された書面の写し等の交付について、手数料を徴収すること等とするための条例の制定

2 内容

(1) 手数料の納付 (第1条)

審理員等に提出された書面の写し等の交付を受ける審査請求人等は、手数料を納めなければならない。

(2) 手数料の額 (別表)

複写したもの及び電磁的記録を出力したもの
用紙 (A列3番又はA列4番) 1枚につき 白黒10円 カラー20円

(3) 手数料の減免 (第2条)

審理員等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料の減免をすることができる。

3 施行期日

平成28年4月1日

議案第20号

松伏町北部サービスセンター設置及び管理条例

1 趣旨

町民サービスの向上及び地域の活性化を図るとともに、高齢者の福祉の増進に資するため、松伏町北部サービスセンターを設置するもの

2 内容

(1) 名称及び位置 (第2条)

名称	位置
松伏町北部サービスセンター	松伏町大字築比地678番地4

(2) 業務 (第3条)

- ア 町民の福祉の増進及び文化の向上に関すること。
 - イ 高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの実施に関すること。
 - ウ 住民票の写し及び住民票記載事項証明書の交付に関すること。(本人又は同一世帯に属する者の請求によるものに限る。)
 - エ 印鑑登録証明書の交付に関すること。
 - オ 個人の町民税 (県民税を含む。) の諸証明 (納税証明を除く。) の交付に関すること。
 - カ 松伏町北部サービスセンターの施設及び設備の提供に関すること。
- ※ ウ、エ及びオに掲げる業務は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を行わないものとする。

(3) 使用者 (第4条)

町内に住所を有する者、並びに町内の事業所に勤務する者及び町内の学校に在学している者

(4) 休所日 (第5条)

1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(5) 使用時間 (第6条)

午前8時30分から午後5時15分まで

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成28年4月1日

(2) 松伏町老人福祉センター設置及び管理条例の廃止

松伏町老人福祉センター設置及び管理条例は、廃止する。

議案第21号

松伏町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

1 趣旨

消費者安全法の一部改正に伴い、消費生活センターの組織及び運営等に関する事項について定めるための条例の制定

2 内容

(1) 名称及び住所等の公示 (第2条)

センターを設置またはセンターの名称、住所、開業時間について変更した際は遅滞なく公示しなければならない。

(2) 消費生活センター長及び職員 (第3条)

センターには、センターの事務を掌理するセンター長、消費生活相談員、センターの事務を行うために必要な職員を配置する。

(3) 消費生活相談員の配置 (第4条)

業務内容の専門性を考慮し、消費生活相談員資格試験合格者(みなし合格者を含む。)を消費生活相談員として置く。

(4) 消費生活相談員の人材及び処遇の確保 (第5条)

消費生活相談員の専門性に鑑み、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずる。

(5) 消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修 (第6条)

相談等の事務に従事する職員に対し、その資質の向上のために研修の機会を確保する。

3 施行期日

平成28年4月1日

議案第22号

松伏町公共下水道区域外流入分担金条例

1 趣旨

公共下水道事業に要する費用の一部に充てるため、地方自治法第224条の規定に基づき、受益者から徴収する区域外流入に係る分担金に関し必要な事項を定めるための条例の制定

2 内容

(1) 定義 (第2条)

ア 区域外流入 下水道法第9条第1項の規定に基づき、町が供用開始の告示をした区域以外の区域から公共下水道に汚水を排除することをいう。

イ 受益者 区域外流入を行う土地(以下「受益地」という。)の所有者をいう。

(2) 許可申請 (第3条)

区域外流入をしようとする者は、申請者に必要な書類を添付して提出し、町長の許可を受けなければならない。

(3) 分担金の額 (第4条)

分担金の額は、受益地の面積及び接続する排水区域に応じて、松伏町都市計画下水道事業受益者負担金条例 (以下「負担金条例」という。) 第4条の規定の例により算出した額とする。

(4) 分担金の賦課及び徴収 (第5条)

ア 2 (2) の許可を受けた受益者ごとに、2 (3) の分担金の額を定め、これを賦課するものとする。

イ 町長は、分担金の額を定めたときは、遅滞なく当該分担金の額及び納付期日等を受益者に通知しなければならない。

ウ 分担金は、一括して徴収するものとする。ただし、分担金を一括して徴収することが困難であると町長が認めるときは、分割して徴収することができる。

(5) 賦課対象区域への編入に伴う措置 (第6条)

受益地が負担金条例第6条の規定による賦課対象区域となり、負担金を徴収することとなったときは、既に徴収した分担金は、負担金条例の負担金とみなす。

3 施行期日

平成28年4月1日

議案第23号

松伏町いじめ問題対策連絡協議会条例

1 趣旨

いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づき、松伏町いじめ問題対策連絡協議会を設置するための条例の制定

2 内容

(1) 所掌事務 (第2条)

協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図る。

(2) 組織 (第3条)

協議会は、委員11人以内をもって組織する。委員は、次に掲げる者のうちから松伏町教育委員会 (以下「教育委員会」という。) が委嘱し、又は任命する。

ア 町立小中学校長の代表者

イ 町PTA連合会の代表者

ウ 越谷児童相談所の代表者

エ 吉川警察署の代表者

オ 町職員

カ 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(3) 任期 (第4条)

委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、その職にあるために委員となった者がその職を離れたときは、委員の職を失う。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(4) 会長及び副会長 (第5条)

協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(5) 会議 (第6条)

ア 協議会の会議は、会長が招集する。

イ 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(6) 庶務 (第8条)

協議会の庶務は、教育総務課において処理する。

3 施行期日

平成28年4月1日

議案第24号

松伏町いじめ問題対策調査委員会条例

1 趣旨

いじめ防止対策推進法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、松伏町いじめ問題対策調査委員会を設置するための条例の制定

2 内容

(1) 所掌事務 (第2条)

委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止等のための対策に関する調査研究を行い、かつ、重大事態に係る事実関係の調査のほか、特に教育委員会が必要と認める事項について調査審議する。

(2) 組織 (第3条)

委員会は、委員5人以内をもって組織する。委員は、教育、法律、医学、福祉等に関し、専門的な知識及び経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(3) 任期 (第4条)

任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。また、委員は再任されることができる。

(4) 委員長及び副委員長 (第5条)

委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(5) 会議 (第6条)

ア 委員会の会議は、委員長が招集する。

イ 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(6) 庶務 (第8条)

協議会の庶務は、教育総務課において処理する。

3 施行期日

平成28年4月1日

議案第25号

松伏町いじめ問題再調査委員会条例

1 趣旨

いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定に基づき、松伏町いじめ問題再調査委員会を設置するための条例の制定

2 内容

(1) 所掌事務 (第2条)

委員会は、町長の諮問に応じ、重大事態に係る事実関係の調査の調査結果について調査審議する。

(2) 組織 (第3条)

委員会は、委員5人以内をもって組織する。委員は、法律、医学、心理、福祉等に

関し専門的な知識及び経験を有する者のうちから町長が委嘱する。

(3) 任期（第4条）

委員の任期は、委嘱の日から町長の諮問に対し委員会が答申する日までとする。

(4) 委員長及び副委員長（第5条）

委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(5) 会議（第6条）

ア 委員会の会議は、委員長が招集する。

イ 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(6) 庶務（第8条）

委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

3 施行期日

平成28年4月1日

議案第26号

松伏町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

地方公務員法第28条第4項の規定に基づき、職員の失職の特例を定めるための条例の改正

2 内容

失職の特例（第6条）

職員が事故等により禁錮の刑を受けた場合で、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その執行猶予の言い渡しを受けた場合は、情状により、当該職員がその職を失わないものとして定める失職の特例を定める。

3 施行期日

平成28年4月1日

議案第27号

松伏町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

1 趣旨

職員の給料月額並びに地域手当及び勤勉手当の額を改定し、及び等級別基準職務表を定めるとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 松伏町職員の給与に関する条例の一部改正（第1条）

ア 平成27年12月期に支給される職員及び再任用職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

	改定前	改定後
職員	0.75月	0.85月
再任用職員	0.35月	0.4月

イ 行政職給料表の給料月額の改定（別表）

平均引上額	1,344円
平均改定率	0.4%

(2) 松伏町職員の給与に関する条例の一部改正（第2条）

ア 地方公務員法の一部改正により、条例の根拠規定として引用している条項が移動したことに伴う規定の整備

- イ 地方公務員法の一部改正に伴い、職員の職務を給料表の各等級に分類する際の具体的な基準となる等級別基準職務表を定める。
- ウ 行政不服審査法の全部改正に伴い、引用する条項を改める。
- エ 平成28年度以降に支給される職員及び再任用職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

	改定前	改定後
職員	0.85月	0.8月
再任用職員	0.4月	0.375月

- (3) 松伏町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正（第3条）
地域手当の支給割合に関する経過措置を次のとおり改定する。

改定前	改定後
100分の4	100分の5

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日。ただし、2（2）は、平成28年4月1日

(2) 経過措置

- ア 2（1）及び（3）は平成27年4月1日から適用する。
- イ 2（1）又は（3）を適用する場合においては、2（1）による改正前の松伏町職員の給与に関する条例又は2（3）による改正前の松伏町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定に基づいて支払われた給与は、それぞれ2（1）又は（3）による改正後の松伏町職員の給与に関する条例及び改正後の松伏町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第28号

町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

1 趣旨

町長、副町長及び教育長並びに議会の議員の期末手当の額を改定するとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 町長等の給与等に関する条例の一部改正（第1条）

町長及び副町長に支給される平成27年12月期の期末手当の支給割合の改定

支給月	改定前	改定後
12月期	2.125月	2.225月

(2) 町長等の給与等に関する条例の一部改正（第2条）

ア 町長及び副町長に支給される平成28年度以降の期末手当の支給割合の改定

支給月	改定前	改定後
6月期	1.975月	2.025月
12月期	2.225月	2.175月

イ 行政不服審査法の全部改正に伴い、引用する条項を改める。

(3) 松伏町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正（第3条）

教育長に支給される平成27年12月期の期末手当の支給割合の改定

支給月	改定前	改定後
12月期	2.125月	2.225月

(4) 松伏町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正（第4条）

ア 教育長に支給される平成28年度以降の期末手当の支給割合の改定

支給月	改定前	改定後
6月期	1.975月	2.025月
12月期	2.225月	2.175月

イ 行政不服審査法の全部改正に伴い、引用する条項を改める。

(5) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第5条）

議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員に支給される平成27年12月期の期末手当の支給割合の改定

支給月	改定前	改定後
12月期	2.125月	2.225月

(6) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第6条）

議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員に支給される平成28年度以降の期末手当の支給割合の改定

支給月	改定前	改定後
6月期	1.975月	2.025月
12月期	2.225月	2.175月

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日。ただし、2(2)、(4)及び(6)は、平成28年4月1日

(2) 経過措置

ア 2(1)、(3)及び(5)は、平成27年12月1日から適用する。

イ 2(1)、(3)又は(5)を適用する場合においては、2(1)による改正前の町長等の給与等に関する条例、2(3)による改正前の松伏町教育委員会教育長の給与等に関する条例又は2(5)による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ2(1)による改正後の町長等の給与等に関する条例、2(3)による改正後の松伏町教育委員会教育長の給与等に関する条例又は2(5)による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第29号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

行政不服審査会の会長及び委員、いじめ問題対策連絡協議会等の委員及び消費生活相談員の報酬の額を定めるための条例の改正

2 内容

- (1) 行政不服審査会の会長の報酬の額を月額18,900円、委員の報酬の額を月額15,400円とする。
- (2) いじめ問題対策連絡協議会の委員の報酬の額を月額5,800円とする。
- (3) いじめ問題対策調査委員会の委員の報酬の額を月額8,200円とする。
- (4) いじめ問題再調査委員会の委員の報酬の額を月額8,200円とする。
- (5) 消費生活相談員の報酬の額を月額9,500円とする。

3 施行期日

平成28年4月1日

議案第30号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、規定を整備するための条例の改正

2 内容

他の法令による給付との調整（附則第5条）

傷病補償年金又は休業補償と障害厚生年金を併給する場合における傷病補償年金の年額又は休業補償の額に乘じる調整率を0.86から0.88に改定する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成28年4月1日

(2) 経過措置

2は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

議案第31号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

1 趣旨

行政不服審査法の全部改正に伴い、関係条例の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 松伏町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正（第1条）

不服申立て構造の見直しに伴う規定の整備

「異議の申立て」を「審査請求」に改める等の規定の整備を行う。

(2) 松伏町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正（第2条）

ア 提出書類の写しの送付等

審査会は、意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写しを当該意見書又は資料の写しを提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付する。

イ その他規定の整備

不服申立て構造の見直しに伴い、「不服申立て」を「審査請求」に改める等の規定の整備を行う。

(3) 松伏町固定資産評価審査委員会条例の一部改正（第3条）

ア 電子メールによる弁明

電子メールを使用して弁明がされた場合には、弁明書の提出があったものとみなす。

イ 手数料の徴収及び減免

(ア) 松伏町固定資産評価審査委員会に提出された書面の写し等を交付する場合には、手数料を徴収する。

(イ) 松伏町固定資産評価審査委員会は、審査申出人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減免することができる。

ウ その他規定の整備

(4) 松伏町情報公開条例の一部改正（第4条）

ア 審理員制度の適用除外規定の新設

行政不服審査法の全部改正により、行政庁の処分等に対し、審査請求が行われた場合、当該処分の適法性等を審理するため、当該処分等に関与していない行政庁等の職員から審理員を指名しなければならないこととされたが、条例に基づく処分に

ついて、条例に特別の定めがある場合には、審理員の指名を要しないこととされており、当町の情報公開制度においては、不服申立てが行われた場合、実施機関は、弁護士等の有識者からなる松伏町情報公開・個人情報保護審査会に諮問を行い、当該審査会において第三者的立場から審査・答申を行い、当該答申に基づいて決定を行う体制が整備されており、行政不服審査法の求める「客観性・公正性」が確保できていることから審理員制度の適用除外規定を新設するもの

イ 開示請求等に係る不作為についての審査請求を諮問対象とする規定の整備

行政不服審査法の全部改正により、不作為についての審査請求は、迅速な処分を促すことにとどまらず、申請に対して一定の処分をすべきか否かについての審理も求めるものとされ、処分についての審査請求と機能面で類似することとなったことから、不作為についての審査請求も審査会への諮問対象とする。

ウ その他規定の整備

不服申立構造の見直しに伴い、「不服申立て」を「審査請求」に改める等の規定の整備を行う。

(5) 松伏町個人情報保護条例の一部改正（第5条）

ア 審理員制度の適用除外規定の新設

行政不服審査法の全部改正により、行政庁の処分等に対し、審査請求が行われた場合、当該処分の適法性等を審理するため、当該処分等に関与していない行政庁等の職員から審理員を指名しなければならないこととされたが、条例に基づく処分について、条例に特別の定めがある場合には、審理員の指名を要しないこととされており、当町の個人情報保護制度においては、不服申立てが行われた場合、実施機関は、弁護士等の有識者からなる松伏町情報公開・個人情報保護審査会に諮問を行い、当該審査会において第三者的立場から審査・答申を行い、当該答申に基づいて決定を行う体制が整備されており、行政不服審査法の求める「客観性・公正性」が確保できていることから審理員制度の適用除外規定を新設するもの

イ 開示請求等に係る不作為についての審査請求を諮問対象とする規定の整備

行政不服審査法の全部改正により、不作為についての審査請求は、迅速な処分を促すことにとどまらず、申請に対して一定の処分をすべきか否かについての審理も求めるものとされ、処分についての審査請求と機能面で類似することとなったことから、不作為についての審査請求も審査会への諮問対象とする。

ウ その他規定の整備

不服申立構造の見直しに伴い、「不服申立て」を「審査請求」に改める等の規定の整備を行う。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成28年4月1日。ただし、2（4）ウ及び（5）ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める規定は、公布の日

(2) 経過措置

ア 2（3）は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出については、なお従前の例による。

イ 2（4）による改正前の松伏町情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関の改正前の松伏町情報公開条例第10条第1項若しくは第2項の決定又は第3条の規

定による開示の請求に係る不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた実施機関の決定又はこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

ウ 2 (5) による改正前の松伏町個人情報保護条例第2条第1項に規定する実施機関の改正前の条例第20条第1項若しくは第2項の決定、第32条各項の決定、第40条各項の決定又は第14条第1項の規定による開示の請求、第29条第1項の規定による訂正の請求若しくは第37条第1項の規定による利用停止の請求に係る不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた実施機関の決定又はこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

議案第32号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 趣旨
地方公務員法の一部改正に伴い、規定の整備をするための条例の改正
- 2 内容
条例の根拠規定に係る規定の整備（第1条）
地方公務員法の一部改正により、条例の根拠規定として引用している条項が移動したことに伴い、規定の整備を行う。
- 3 施行期日
平成28年4月1日

議案第33号

松伏町農村センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

- 1 趣旨
松伏町大川戸農村センターを廃止するとともに、規定の整備をするための条例の改正
- 2 内容
(1) 題名の改正
松伏町大川戸農村センターの廃止に伴い、題名を次のとおり改める。

現 行	改 正 後
松伏町農村センター設置及び管理条例	松伏町赤岩農村センター設置及び管理条例
- (2) 松伏町大川戸農村センターの廃止（第2条）
第2条の表松伏町大川戸農村センターの項を削る。
- (3) その他規定の整備
- 3 施行期日
平成28年10月1日

議案第34号

松伏町下水道事業審議会条例の一部を改正する条例

- 1 趣旨
松伏町下水道事業審議会の組織に関し、規定の整備をするための条例の改正
- 2 内容
松伏町下水道事業審議会を組織する委員から町議会議員を削る。
- 3 施行期日

平成28年4月1日

議案第35号

松伏町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

学校教育法の一部改正に伴い、育児のための早出遅出勤務を請求することができる職員の条件を追加するとともに、地方公務員法の一部改正に伴い、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

- (1) 育児のための早出遅出勤務を請求することができる職員の条件の追加（第8条の2）

学校教育法の一部改正により、小学校から中学校までの一貫教育を行う「義務教育学校」が新たな学校の種類として規定されたこと等に伴い、育児のための早出遅出勤務を請求することができる職員に「義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの」を追加する。

- (2) 条例の根拠規定に係る規定の整備（第1条）

地方公務員法の一部改正により、条例の根拠規定として引用している条項が移動したことに伴い、規定の整備を行う。

3 施行期日

平成28年4月1日

議案第36号

松伏町手数料条例の一部を改正する条例

1 趣旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行等に伴い、建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定に係る手数料等の額を定め、及び公図及び固定資産課税台帳の閲覧について、閲覧対象図画の種類及び手数料を改定するとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

- (1) 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査

長期優良住宅建築物等認定申請手数料に、増築又は改築の場合の手数料を加える。

- (2) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査

エネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築に関する計画又はエネルギー消費性能の向上のための建築物の増築、改築、修繕、模様替え、建築物への空気調和設備等の設置、建築物に設けた空気調和設備等の改修に関する計画の認定申請に係る手数料を定める。

- (3) 建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査

建築物の建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請に係る手数料を定める。

- (4) 公図及び固定資産課税台帳の閲覧について、閲覧対象図画の種類及び手数料を改定する。

- (5) その他規定の整備

3 施行期日

平成28年4月1日

議案第 37号

松伏町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

地方公務員法の一部改正及び行政不服審査法の全部改正に伴い、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 任命権者の報告事項に係る規定の整備（第3条）

地方公務員法の一部改正に伴い、任命権者の報告事項に「職員の人事評価の状況」及び「職員の退職管理の状況」を追加し、職員の勤務評定の状況に係る部分を削る。

(2) 公平委員会の報告事項に係る規定の整備（第5条）

行政不服審査法の全部改正に伴い、公平委員会の報告事項の規定中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

3 施行期日

平成28年4月1日

議案第 38号

松伏町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣旨

国の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、地域密着型通所介護に関する基準を定めるとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 地域密着型通所介護に関する基準の新設（第3章の2）

ア 基本方針

イ 人員に関する基準

ウ 設備に関する基準

エ 運営に関する基準

オ 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成28年4月1日

(2) 経過措置

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、平成28年3月31日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、この条例の施行の日から松伏町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、指定地域密着型サービス基準条例第86条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

議案第 39号

松伏町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣旨

国の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が設置する運営推進会議について定めるとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 運営推進会議の設置

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町の職員又は地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

(2) その他規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成28年4月1日

(2) 経過措置

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、平成28年3月31日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、この条例の施行の日から松伏町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第48条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

議案第40号

町道の路線認定について

認定内容

1053号線

松伏町大字金杉字蓮沼1252番34地先（起点）から

大字金杉字蓮沼1252番36地先（終点）まで

幅員 4.00m 延長 72.63m

議案第41号

町道の路線変更について

変更内容

路線名	新旧の別	起 点		備 考
		終 点		

2-232	旧	松伏町大字松伏字深町649番地先	幅員 3.30m
		松伏町大字松伏字深町648番地先	延長 63.53m
	新	松伏町大字松伏字深町649番20地先	幅員 4.50m
		松伏町大字松伏字深町649番1地先	~6.00m 延長 147.14m
2-760	旧	松伏町大字上赤岩字卯縄目1897番地先	幅員 3.10m
		松伏町大字上赤岩字卯縄目1897番地先	延長 52.41m
	新	松伏町大字上赤岩字卯縄目1506番地先	幅員 3.10m
		松伏町大字上赤岩字卯縄目1502番1地先	延長 110.00m

議案第42号

埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について

1 趣旨

草加八潮消防組合を加入させること及び皆野・長瀬上下水道組合の名称を変更することに伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議するもの

2 内容

(1) 皆野・長瀬上下水道組合の名称変更

変更前	変更後
皆野・長瀬上下水道組合	皆野・長瀬下水道組合

(2) 草加八潮消防組合の加入

草加八潮消防組合が埼玉県市町村総合事務組合に加入するもの

3 施行期日

平成28年4月1日

議案第43号

平成27年度松伏町一般会計補正予算（第7号）

1 補正前予算額	8,340,212千円
2 補正予算額	615,116千円
3 合計	8,955,328千円

議案第44号

平成27年度松伏町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

1 補正前予算額	4,507,882千円
2 補正予算額	△190千円
3 合計	4,507,692千円

議案第45号

平成27年度松伏町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

1 補正前予算額	570,706千円
----------	-----------

2	補正予算額	348千円
3	合計	571,054千円

議案第46号

平成27年度松伏町介護保険特別会計補正予算（第2号）

1	補正前予算額	1,638,569千円
2	補正予算額	△22,236千円
3	合計	1,616,333千円

議案第47号

平成27年度松伏町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

1	補正前予算額	276,181千円
2	補正予算額	△47,583千円
3	合計	228,598千円

議案第48号

平成28年度松伏町一般会計予算

1	本年度予算額	8,139,000千円
2	前年度予算額	8,137,000千円
3	比較	2,000千円

議案第49号

平成28年度松伏町国民健康保険特別会計予算

1	本年度予算額	4,313,350千円
2	前年度予算額	4,456,210千円
3	比較	△142,860千円

議案第50号

平成28年度松伏町公共下水道事業特別会計予算

1	本年度予算額	573,307千円
2	前年度予算額	567,743千円
3	比較	5,564千円

議案第51号

平成28年度松伏町農業集落排水事業特別会計予算

1	本年度予算額	7,793千円
2	前年度予算額	7,602千円
3	比較	191千円

議案第52号

平成28年度松伏町介護保険特別会計予算

1	本年度予算額	1,799,865千円
2	前年度予算額	1,595,126千円
3	比較	204,739千円

議案第53号

平成28年度松伏町後期高齢者医療特別会計予算

1	本年度予算額	268,892千円
2	前年度予算額	278,238千円
3	比 較	△9,346千円